



「新テスト」の非教育的性格

八木三男

はじめに

ことし五月二五日、「国立学校設置法の一部を改正する法律」が公布され、同時にそれにもなう文部省令が施行された。この法律は前通常国会において、小・中・高校等の教員に初任者研修を義務づけ、教員の「条件つき採用期間」を半年から一年に延長する「教育公務員特例法」の改正とともに、自民、公明、民社党の熱烈な推進によって、国民の大多数の反対をおしきって強行成立したものである。

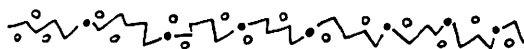
「国立学校設置法一部改正法」は、この小論でとりあげる「新テスト」を、一九九〇年度（現高校二年生の

大学受験）から、共通一次試験にかわって実施できるようにするとともに、エリート養成のために、学部をおかない大学院だけの総合研究大学院大学をつくることを規定したものである。

まず「新テスト」にかかわる法律の文言そのものを記すことから始めよう。

第九条の三 大学の入学者の選抜に関し、次にかかげる業務を行う機関として、大学入試センターを置く。

一、大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験の問題の



作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。

二、大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究を行うこと。

三、大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。

これがいわゆる「新テスト」に関わる法律である。同時に出示された文部省令では「国立学校設置法施行規則第五〇条の試験」といっており、相応の名前はまだない。また、「大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令」では「国立大学」とあったところをすべて「大学」と改め、「新テスト」が国立大学だけでなく私立大学を含むすべての大学に関わることを明らかにしている。したがって国立大学の共同利用機関としての「入試センター」は私立を含む大学全体の共同利用機関に組織替えされたことになる。

七月二十九日、中島文相は「新テスト」の正式名称を「大学入試センター試験」とすると発表した。「過去のいきさつや政治色を引きずらない、無色透明な名前」が趣旨であるとしている（「朝日新聞」七月三十日）。

さらに「省令」では専門委員として「指導主事その

他の高等学校教育の関係者」を任命できるとし、また評価委員として高校長及び高校教員を任命するとして、入試センターの入試問題作成・運営に高校教員を参加させることに新たに道を開いた。高校教員の採用そのものは、従来の共通一次試験に対する運営上の批判に応える形になった。

一、「新テスト」成立の経緯

一九八五（昭六〇）年の都議選で中曽根首相は、共通一次試験以降の主として国公立大学入試における偏差値による序列化を批判して、共通一次にかわる、強制によらない自由なテストとしての「共通テスト」の検討をうちあげた。臨教審は早速それを第一次答申にもりこみ、国公立の各大学が自由に利用できる「新しいテスト」の創設を提言した。「偏差値偏重の受験競争の弊害」の是正が理由であった。

ついで教育改革推進閣僚会議はこの臨教審提言をうけて早速文部大臣の諮問機関として、大学・高校関係者等からなる「大学入試改革協議会」（会長法政大教授内田健三）を発足させ、「新テスト」の具体化を急ぎ、国大協（国立大学協議会）との正式の協議なしに、一九



八六（昭六二）年四月と七月に二度にわたって中間報告を発表した。これまで入試改革の審議はまがりなりにも大学の自治を形式的に代表する国大協によって行われていたものが、私立大・高等学校関係者を含む新たな協議会を設け、終始文部省主導による協議になった。協議会は一九八八（昭六三）年二月一五日に「大学入試改善について（報告）」（以下「最終報告」という）を文部省に提出した。

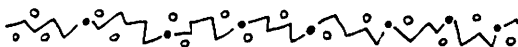
「最終報告」をうけた文部省は、三月一四日東日本の私立大の代表を集め、翌日には西日本の私立大、一六日に国公立大を対象に「新テスト」の説明会を開いた。私立大は当日入試等の業務のために欠席もあったらしいが事実上百パーセントの参加を得られたという。また「新テスト」の法案が国会で審議中であるにも拘らず、実施を前提とする参加促進のための説明会を開くなどは、制度改革問題としては異例といわざるを得ない。のみならず文部省は三月十八日には「新テスト」準備協議会を新たに発足させ、「新テスト」の日程・問題作成の段どりについて協議を開始している。こうして、それから一ヶ月余り後の四月二〇日に「国立学校設置法改正法案」は、公明、民社の熱烈な支援によって衆議院文教委員会ではじめて可決されたので

ある。賛成党だけの質問で約三時間の審議であった。かつて共通一次試験創設の場合は、国大協等で八年間の検討期間を経、四回の試行テスト、衆議院文教委に小委員会を設置して二年間討議し、文教委でも五日間の審議を経た経緯に比して、「新テスト」の審議期間の短かさ、手続きの強引さはいったいなにを意味するのだろうか。

異例といえば、国公立大受験機会の複数化の決定過程にもいえることである。ついでにその時の問題点を大学自治との連関で若干指摘しておくのは無意味ではないであろう。

一九八五（昭六〇）年二月、臨教審第四部会は、やはり中曽根首相の発言を受けて、国公立大学の受験機会の複数化を早速とりあげ、六月には第一次答申でその推進を答申し、ついで九月には国大協「入試改善特別委員会」が「社会的な客観情勢からみると、速やかに国立大学の受験機会の複数化を図る必要があり」、「昭和六二年度よりこれの実施に踏み切るべきではないか」と結論づけた。翌一九八六（昭六二）年四月には東西旧帝大を中心にB Aグループに分けてしまった。

共通一次試験による偏差値輪切り選抜が世論の批判を受け、自民党文教委でも議論の対象になっていたの



に対応して、国大協の「入試改善特別委員会」が検討の対象にしていたのは共通一次の問題点なのであり、複数受験そのものの検討を予定してはいなかったのである。中曽根発言や自民党の圧力のなかで、いつの間にか複数化を検討したり、推進したりする機関に変わっていたという経緯がある。そのうえ、国大協そのものが、大学問題にかかわる連絡・協議機関で、必要な調整や要求の集約・交渉を受けもつと考えられていたが、決定主体として、また多数決による決定機関として機能できるかという問題もでてくると思われる。しかも試験制度が各大学では教授会・評議会等の実質的な討議を経ないで、あるいは見切り発車という大学の自治の実質にかかわる問題点もでてきていた。

大体が大学入試の方法そのものには実定法の規定がない。それは入試方法が伝統的に大学の自治なかんずく学部自治に属していたからである。したがって受験機会複数化の決定の時のように、時々の政治的発言や動向によって、国大協が新たな入試制度をある日突然決定し、それを文部省が承認しさえすれば、それが法律のように作用して高校教育のありようを規定する、ということが起る。この時の決定で共通一次試験が五教科五科目になり、高校一年で必修の「現代社会」

「理科Ⅰ」が受験科目からはずされたが、進学校ではその結果、「現代社会」「理科Ⅰ」の授業内容が実質的に変更を余儀なくされるにいった。教育課程にもられた「現代社会」「理科Ⅰ」等による国民的教養の基礎という意味づけは、進学校では失われてしまい、教育課程は空洞化された。しかも国大協の決定に高校側がどう異議申立てをしてよいか、などの道筋は一切なかった。

こんどの「新テスト」の場合、大学の自治を形式的に代位する国大協そのものが協議の埒外に置かれ、文部大臣の諮問機関である「大学入試改革協議会」の報告によって入試制度が変更されるのであるから、こんどの大学入試制度改革は、手続上からも大学の自治の観点からもひとつの画期になったと思われる。

二、「新テスト」とはなににか

大学入試改革協議会の最終報告は、「新テスト」は「臨教審第一次答申の提言を具体化したもので、学歴偏重や受験競争の過熱が教育全体に及ぼす悪影響を是正するため」であるとして、次のような内容を示した。

(一) 国公立大だけでなく私立大も参加する全国共通テ

スト

(二)私立大の入試時期を考慮して、実施は一九八九年十二月(現高校三年生)

(三)出題教科・科目は五教科一八科目

(四)マークシート方式

(五)テストの利活用の仕方は各大学ごとにきめる。例えば五教科五科目を総合的に利用したり、利用教科・科目の配点比重を自由に設定したり、特定の教科・科目のみを利用したりもできる。

最終報告はテストの目的として次の四つをあげた。

(一)高校教育を尊重した良質の問題による試験

(二)特色ある多様な入学選抜のための基礎資料の提供

(三)各大学がこの基礎資料を活用しつつ、特色ある選抜を実施する

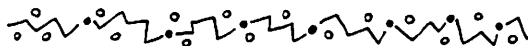
(四)各大学の特色に基づく多様な活用により、輪切り序列化を助長しないことが期待される。

ここで最終報告は、テストの内容は共通一次と変わらないが、私立も参加することによって、一科目でも二科目でも多様に活用することによって、さらに大学独自の入試を個性的にすれば、大学序列も輪切りも避けることができるかもしれない、要は大学独自のテストの工夫いかなである、といったげなのである。また

十二月実施は「新テスト」のひとつの目玉でもあるのだが、最終報告は「十二月下旬とし、大学及び受験生の便宜、高等学校教育の実情等を考慮する」としている。この文言はほとんど便宜主義あるいは言葉の粉飾である。後述するが、国公立大、高校関係者、受験生が挙って十二月実施に反対しており、とりわけ高校教育の正常な運営を破壊するものだという強い批判がある。要するに十二月実施は文部省が私立大を参加させたいばかりにいい出したものにすぎない。私立大の参加を除けば、文部省大学入試室長・伊勢呂裕史のいうように「受験生からみれば、試験問題そのものは共通一次試験とほとんど変わらず、時期が一月から十二月になるだけ」(福武書店「進研ニュース」一九八八年三月号)のものに過ぎない。

さて、私立大が「新テスト」に参加する意味については大学入試改革協議会の会長内田健三の発言(旺文社「大学進学INFORMATION」一九八八年四月号)が参考になる。

「入試を自前でやる負担や能力や経費はかなわないから、こんな便利なテストがあれば二つなら二つ使って、受験生のレベルを見」ればよい。だから「十分入試業務をこなせて、世の批判を受けない試験ができる



大学は参加する必要はない」というのである。「私立大が初めから一切自前で責任をもってやれるということなら、この問題（『新テスト』）は出てこないはずですよ。」

したがって「新テスト」の成否は、文部省が各私立大にどう通達するか、私立大が理想的な形で、つまみ食い¹で利用させてもらう、というように対応してくれるかどうかにかかっています²、だからこれは「共通テストではなく、活用テストならいいじゃないでしょうか。」

この発言はなかなか具体的でわかりやすい。「新テスト」に私立大を誘うやり口は、かつて一九七六（昭五十二）年に共通一次試験が策定されるに際して、多くの大学がその合意を、二期校³に本意入学者の問題を別にすれば、主として入試業務執行の困難や出題難からの解放に求めた経緯を思い出させる。大体が、その時の「国大協入試改善調査委員会」の「国立大学共通一次試験実施による大学入学者選抜方法の改善」の趣旨⁴によると、共通一次は、試験地獄の解消⁵が目的ではなく「試験内容、方法の合理化と高校教育の改善が目標」なのであった。周知のように、共通一次以降高校教育の改善がなされるどころか、かえって荒

廃を深め、大学の一層の序列化や偏差値による輪切りが進んだわけであるから、もし、成果があるとすれば「試験内容・方法の合理化」があったに過ぎない。その「合理化」も、いわば入試業務を大学がどのくらい手を抜けるかというくらいのものにすぎなかった。その点で、当時の都留文科大⁶学長大田堯が「どうも国大協がイニシアをとったというよりも、文部省の筋に乗せられたというふうに判断せざるを得ない」（『国民教育』第三三号、一九七七年労働旬報社）といったことがあらためて思い出される。それも最近の受験機会の複数化で入試業務が定数確保の問題等で心理的にも辟易するほど煩雑になったのは皮肉というはかばかかった。

内田はさらに次のようにもいっている。「正直いつて個々には規模の小さい（私立）大学からは期待できないという反応はあります。」⁷「私立大で新テストに参加することを前むきに検討している大学は約五〇校」ある。これは文部省がつかんでいる感触であろう。

『朝日新聞』（五月二十九日）はいまのところ正式に名乗りをあげた大学は「一校もない」といったあと、私立大は臨教審会長代理、大学入試改革協議会委員である石川忠雄塾長の慶応大学の動きをにらんでいるというのである。慶応は経、商、文が当面見送り、医、理工、

法は検討中、早稲田は少くとも初年度は全学不参加、関西学院は見送りを決定した。しかし中小私大や単科大学の多くは「あの文部省のお役人が新テストのことでは気味が悪いくらい親切。いやだといったらどんなことになるか……」といい、新テストを拒めば、補助金や設置認可でいじめられるのではないかと疑念を深めているという。いずれにしろ私立大は受験産業によって国公私大を通じた壮大な偏差値ランキングをつくれることへの不安が極めて大きいと考えられる。

※ 最終的には、私立大の参加は文部省の予想をはるかに下まり、慶応大法・医、白鷗大経済、愛知工大工学部の一部、松蔭女子学院大文学部、産業医大、八戸大商学部、桜美林大文学部等の十三大学十四学部になった。産業医大を除いて他は定員の一部の合否判定に「新テスト」を利用する（『朝日新聞』八月三日）。

三、「新テスト」の実施時期、日程等

協議会の「最終報告」によれば、実施時期、日程は以下の通りである。

(一) 各大学は、テストを課することについての大綱の予告……一九八八年七月

(二) 各大学は、テストを課することについての具体的な内容の発表……一九八九年七月

(三) テストの出願……一九八九年一〇月（各大学への出願……各大学の定める日）

(四) テスト（本試験）の実施……一九八九年十二月下旬

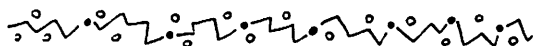
(五) テスト（追試験）の実施……一九九〇年一月上旬
（各大学に対する成績の提供）

一九九〇年一月下旬以降

「各大学の個別試験」一九九〇年二―三月

(六) テストの実施初年度の詳細な日程は、別に定める。

前掲伊勢呂裕史の説明によると、「大綱の予告」とはテストを利用するかしないかの決定や、各大学が課する教科・科目の指定も含むものとし、「具体的内容の発表」とは、たとえば英語の点数を二倍にして評価する等、利用の仕方を発表することだという。しかし文部省は今年の日程について六月十七日に全国の大学に通知し、七月三十一日までに参加・不参加を、十月末日までに利用する教科・科目や活用方法をきめるよう要請した。初年度の措置である。また今年十二月二五日と二六日に試行テストを一回行うとしている。この日程についてはいろいろな批判がある。たとえ



ば具体的な内容の発表からテストまで五ヶ月しかない、試行テスト回数が少なすぎる等、とりわけ十二月実施に批判が集中した。

全国普通科高校長会が各道府県の有力校を対象にしたアンケート調査がある。この六月に東京都を除く四六道府県の高校長会理事校四六校を対象に調査した結果、回答三十九校のすべてが「十二月実施反対、一月へのくり下げを要望する」と表明したというのである。理事校は各道府県立の最有力校とみられるから、事実上進学高校全体の意向を反映していると考えてよい。

「理科、社会の出題範囲と絡み、教育課程の見直し、変更の必要あり」「学校行事、特に十月頃おこなわれる体育祭・文化祭は不可能になる」「問題はいかにも多く高校教育の破壊につながる」等が問題点であった。

また駿台予備校が講座等で掌握する高校二年生（最初の「新テスト」受験予定者）五五八人のアンケートでも、十二月実施を早すぎるとしたものが六五・二％にのぼり、よい時期は一月後半五五・五％、一月前半一九・六％等であった。ちなみに私立大の参加に反対するものは七一・五％にもなった。

四、国大協の立場

一九八六（昭六〇）年十一月に国大協入試改善特別委員会は、大学入試改革協議会の中間報告（まとめ）について「『新テスト』について」と題する比較的文章を発表し、国大協の立場を苦渋をこめて次のように記した。

大学入試改革協議会は「中間まとめについても、国大協へ特に正式に意見を求めています。国大協としては、共通第一次学力試験の改善と二次試験の受験機会の複数化の実施への検討を進めている最中でもある、このいわゆる新テストの構想のような動きに対して、はじめは距離をおいておりましたが、このような中間まとめが出た以上、直接求められてはいなくても、これに対して見解を述べるべきだと判断し、五月六日の理事会以降、入試改善特別委員会において、この新テスト構想に対して国大協として採るべき姿勢を検討することになりました。」

国大協は「新テスト」を「共通第一次学力試験改善の延長として受け止め、共通第一次学力試験の経験と成果を踏まえて検討すること」にするとしながらも、「新テスト」の利活用の自由の問題については極めて真正面からうけとめている。現行の共通一次テストは、基本的に「全国の国立大学がそれぞれ自主的に行う入

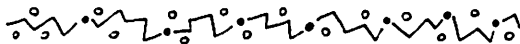
学試験の一部を共有」する立場であったが、しかし「新テスト」の構想においては、その利活用の在り方は、各大学の自主的な決定によるものとなっています。この利活用の自由というものは、これを利用しないことも含んでおります。入試改善特別委員会では、基本的に国立大学においても、この利活用の自由を制限すべきでないと考えております。この「新テスト」の具体的内容がしだいに固まる中で、各大学においてもその利活用の方法について、自主的にご検討いただくのが適當ではないかと思っております。国大協として、国立大学の利活用の在り方を一律に決議して束縛することは、不適當でありましょう。「この見解は「最終報告」の「このテストの具体的な利活用は、各大学が個別に行う試験等との種々の組み合わせの工夫とあいまって、各大学の判断と創意工夫により、自由に行われるべきものである」という文言に照らしても、なによりも私立大学を含む自由な利活用という趣旨からいっても、真摯な議論といえるであろう。

国大協はさらに新入試センターについてもかなり冷静な見解を示している。「この新センターが「新テスト」の実施体制の中心として機能するための在り方は、大学入試改革協議会において具体的な調査検討の結果

を踏まえて検討されるものと認識しております。したがって、この構想の検討には、国大協としては、積極的な参加の意向を表明しておりますが、実施体制における国大協の責任は、これまでと異なり間接的なものになることが考えられます。」

この文書は最後に「大学入試の真の改善を志向するがゆえにこそ、この新しい構想（『新テスト』）の実施に對しては、慎重な検討の必要なことを重ねて強く主張するものであります」と書いた。この文書は「新テスト」に對して批判的ではあるのだが、しかし自ら推進してきた共通一次テストの延長上の改革とうけとめざるを得ない立場もあり、苦渋に満ちた、あるときは多少冷淡を装った複雑なものになっている。国大協の苦悩をよく示しているだろう。

「日本経済新聞」の国公立大学長に對する「二十世紀の大学像についてのアンケート調査」（「日経」一九八八年四月一日）によると、最もよい入試方法は、共通一次導入前二七・二パーセント、共通一次以降A・Bグループ分前一五・二パーセント、A・Bグループ分一二パーセント、新テスト四・三パーセント、その他三五・九パーセントとなり、「新テスト」の評判は芳ばしくなく、各大学長が入試制度は近年改革され



るごとに悪くなっていくという認識をもっていることを示した。また国大協入試改善特別委員会が五七大学の意見を集約したところ、三一大学が一九九〇年度「新テスト」の実施について、延期あるいは再検討等の疑問を表明したと報道された（『赤旗』一九八八年五月二三日）。「高校教育への影響を配慮すべき」、「高校教育をゆがめる」、「準備不足」、「私学を含めることによる輪切り、序列化の助長」等が理由であった。ただおかしかったのは、この「赤旗」の記事のコメントが、教授会で討議した大学ほど批判的な意見を表明し、学長個人の判断で返答した大学ほど無批判的な声を寄せている傾向があると指摘していることである。

さて最近（六月一四日）国大協は「新テストについて」と題して最終的な立場を表明した。資料的意味をこめて全文を掲げよう。「最終的には各大学の判断に委ねられることは自明であるが、国立大学協会としていわゆる「新テスト」が共通一次学力試験の改善の延長上にあるものと理解し、試験内容のなお一層の充実と改善を期待しつつ、「新テスト」とそれぞれの大学独自の理念や創意にもとづく第二次試験との適当な組合わせによって、各国立大学の入学者選抜が行われることを望むものである。」これが六月一五日の『朝日新聞』

によると、「共通一次と違い、私立大学も対象にした新テストでは、利用するしないは各大学の判断にゆだねられている。しかし国大協は結局、間接的な表現ながら、「新テスト、プラス個別試験」で国立大が足並みをそろえることを打ち出した。加盟大学に対して、事実上、新テスト不参加を封じた」ということになるのである。さきに紹介した国大協の参加自由の見解がその後どのような経過をたどってこうなったのか知る立場にはないが、公開された見解としては極めて整合性を欠いているといわざるを得ない。さらに（一）新テストの利用範囲が余りに狭い場合、受験生に特定分野だけの学習を奨励するなど高校教育への影響が大きい、（二）将来は四年制大学だけでなく、短大にも利用の道を開く、と『朝日新聞』は報道しているから、国大協は見ちがえるほど新テストの利活用に積極的になったといえるであろう。

ちなみにいえば、いままでの共通一次テストが国立大学の入試に必ず課せられなければならないかという法規上の問題である。共通一次に関する国立学校設置法施行規則第五〇条は「共通一次学力試験は、各国立大学が大学入試センターと協力して、国立大学に入学を志願する者の高等学校の段階における一般的か

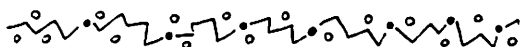
つ基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として、同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施するものとする」とあって、共通一次テストに関する実施主体、試験の目的、試験の実施方式が規定されている。法律の方は「新テスト」の場合と同じように大学入試センターの業務が規定されているだけであるから、国立大学が大学入試センターと協力して行うものとしているものの、法律及び施行規則からは、国立大学が必ず共通一次テストを実施しなければならぬかは必ずしも分明であつたわけではなかつた。一九七九年度以降の「大学入学者選抜実施要項」で、推薦入学など特別な場合にのみ共通一次テストの受験を免除できるとされており、これ以外は必ず実施しなければならないものと読めたにすぎない(佐々木享「大学入試制度」大月書店・一九八四年)。

五、「新テスト」の教育的性格

(一) さきに、共通一次テストが「試験地獄の解消」が目的ではなく、「試験内容・方法の合理化と高校教育の改善」が目標であつたと述べ、むしろ「合理化」だけが実体的な意味をもつたといったが、この「新テス

ト」も「最終報告」で「学歴偏重や受験競争の過熱が教育全体に及ぼす悪影響を是正するために、大学入試改革を推進することは、教育改革の重要な課題のひとつ」と述べながら、提案するところは「このテストの適切な利活用を図ることにより、できるかぎり学力検査の重複を避け、かつ瑣末な知識の暗記や受験技術の習得を強いるような試験を行わないようにする」ことが強く期待される、といっているに過ぎない。「試験方法はマークシート方式」(共通一次の)「一層の改善を図る」程度のものでしかなく、前述したが、なんのことはない受験生にとって試験日が十二月になつた共通一次である。

(二) 大学入試と高校教育の関係でいえば、戦後一貫して大学入試における高校教育尊重の原則というべきものがあつた。文部省が大学入試に関して全国の大学に通知する現行の「大学入学者選抜実施要項」(一九七四年以降)の冒頭に「入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないように配慮するものとする」という一項がある。この文言は実態と無関係だといつてしまえば、ミもフタもないが、文言にも歴史的変遷がある。一九四九年新制大学発足に際して文部省が発行した「昭和二十四年度新制大学(並びに専門学校等)入学者選



抜方法の解説」では「選抜方法の主眼点」のひとつとして「下級学校の教育を理解し、その円満な発展を助長するような選抜方法をとること」とあって、「乱すことのないように」とする現行の消極性に対して、「助長する」というよほど積極的な位置づけがあった。

この点を「新テスト」に照らしてみると、「最終報告」は「高等学校教育を尊重した良質の問題による試験」といい、「尊重する」は単なる試験問題を作成する態度を指しているに過ぎないのである。

（三）「新テスト」では、これも前述したが、私立大を誘うのに、入試業務負担・問題作成能力・経費等の軽減といういわば効率主義の観点だけが優先し、かつて国立大学が共通一次に「乗せられた」入試業務の省力化・効率性・経済性と同様の観点が貫かれている。

極めて重要なことだが、「新テスト」創設に際して「最終報告」は共通一次テストによる大学入試が日本の教育に与えた影響等についてなにひとつ考察を加えていないことである。反省のないところに改革がありよう苦もないであろう。先述した新制大学発足時の「解説」には「入学者選抜自体が一つの教育であるから、教育目的に沿うよう選抜方針を立てること」という入試それ自体を教育の一環としてとらえる観点があ

った。いまや「新テスト」のみならず、日本の大学入試にはこの教育的観点が欠如しているのである。

（四）「新テスト」は私立大を参加させることによって、国公私立大を網羅した壮大な大学序列、偏差値選抜の体制を一举につくりあげることになるだろう。下手な入試改革が教育に甚大なる損失をもたらすことは、これまでの長い教育経験のなかでかなり正確に予測できることなのである。国公私立大のみの共通一次テストでは、国公私立大進学者の多い一定レベル以上の高校をまきこんだといえるかも知れないが、「新テスト」は私立大を参加させることによって、比較的低レベルの私立大学受験者の多いより広汎な高校をも、全国画一的な「新テスト」受験体制のなかにまきこみ、高校教育を一層瑣末な知識の暗記主義にひきずりこむに違いない。また広汎な高校を「新テスト」体制にまきこむとは、高校の序列そのものを、大学入試にあらわれた偏差値という明解な物差しでより一層明確に編成しなおすことを意味する。

（五）十二月実施することによって、高校三年生の授業は事実上十二月初旬で終ることになり、高校教育は一層ゆがめられる。学校行事は一学期に集中を余儀なくされる。部活動における三年生の引退はさらに早め

られるだろう。こうして六年制中高一貫の私立学校が一層大学受験に有利になり、臨教審がいう中高一貫の公立六年制中等学校（Ⅱエリート養成）の設立の気運が助長されることになるだろう。

（Ⅵ最後に付言すれば、「最終報告」で提起された「アドミSSION・オフィス」についてである。その任務を「最終報告」は「各大学における入学者選抜の責任・実施体制の強化・各大学における特色ある多様な入学者選抜の実現のため入学者選抜に関する専門的な事務及び高等学校や受験生に対する大学の情報の提供業務」といつている。

アドミSSION・オフィスは入学担当事務局と訳語があてられているが、アメリカの大学の制度である。一般に入学担当事務長の下に入学事務の専門のスタッフ・入学カウンセラー若干、奨学金担当職員から成っている。その主要な機能は①学部課程の新入生・転学生・大学院生・外国人学生の選抜と入学許可の手続②ハイスクールとの接続関係③入学許可方針・基準の評価と再検討④入学者の追跡調査⑤大学案内・ブルティンやカタログの出版と配布、などである（金子忠史「変革期のアメリカ教育—大学編—」東信堂、一九八四年）。

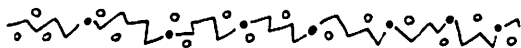
多くの大学ではアドミSSION・オフィスの諮問機

関として入学許可委員会（アドミSSION・コミッティ）がおかれ、アドミSSION・オフィス担当職員・教授会のメンバー・若干の学生の代表で構成され、入学許可の一般的な方針を検討したり修正や変更を加えたり、アドミSSION・オフィスの手に負えない少数の志願者の可否を決定するといわれている。臨教審の大学改革はほぼアメリカの大学の制度を日本にひき写し、その最も肝腎なところ、たとえばこの場合でいえば「若干の学生の代表」を無視するのが一般である。この頃はこの種の提言を文部省はすぐ実行に移す傾向があり、参考までに一言しておく。

六、臨教審Ⅱエリート養成

臨教審その他最近の政府・自民党の教育改革の動向は、教育政策の基本をむしろエリート養成を中心的課題とし、一層学歴主義による序列の拡大偏差値による選抜の強化の方向に向っていると断じざるを得ない。

（一）中学校における習熟度別クラス編成（臨教審第一次答申）。一九八七年十二月の「教育課程審議会答申」では「学習内容の習熟の程度に応じ」「学級の枠を超えて学習集団を弾力的に編成する」とし、三年生では



国語・社会・数学・理科を選択教科に加えることによって、義務教育学校における生徒間の一層の学力格差の拡大を容認した。

(二) 高校入試基準の変更

一九八四(昭五九)年七月、文部省は初中局長通知で、高校入試基準を「各高等学校・学科等の特色に配慮しつつ、その教育をうけるに足る能力・適性等を判定して行う」とした。これは水準の異なる各学校ごとに、入学適格者をさだめ、各学校ごとに判定できるとしたもので、個々の高校の選抜権を強化したものである。したがって、原理としては定数内でもその学校に不適格であると判定すれば、不合格者を出せることになっている。また教科の成績の学校ごとの傾斜配点ができるようにもなった。

同日付の文部省事務次官通達では、学校教育法施行規則第五九条第四項が削除され、県単位の同一時期同一問題による統一的高校入試という制限が撤廃された。極論すれば各高校ごとに入試を実施してもよいという主張である。ただしここではさし当って高校受験機会の複数化を考慮している。

戦後の新制高校発足当初からの全県一斉、同一問題による学力検査方式は、高校の選抜における特権的地

位を廃して、高校教育を中学校教育の基礎の上に立たせることを前提に、中学校と高校の接続を理念としても実際にも保障してきた措置であって、それによって中学校教育がまがりなりにも「正常」な姿を保ってきた。いままでの入試は、中学校教育における生徒の到達度をはかるという重要な任務をおびていたのである(拙稿「最近の高校入試改革の動向」、『にいがたの教育情報』第三号、一九八四年参照)。先述のように、いま文部省方針によって、義務教育学校としての中学校における共通の学力の到達度の基準が失われようとするとき、さきの「通達」や「通知」がいよいよ現実性を帯びてくることが諒解できるであろう。

高校の同一時期、同一問題によらない入試の推奨は、最近愛知県による高校受験複数化を来春に実施する決定になって現実化した(『朝日新聞』七月十六日)。愛知県では県内を尾張と三河の二大学区にわけ、各学区の高校をA・B二グループとし、A・Bグループから一校ずつ志望順位をつけて出願する。第一志望校の合格圏内に入った受験生は、第二志望校の名簿から消え、消えた受験生の人数分だけ、圏外の受験生がくり上る。これでは各高校ごとにランクをつけ、エリート校を一層発展させる措置そのものではないだろうか。

この入試改革は、さきの「通達」と「通知」の趣旨を最も積極的にとり入れた例になったと、文部省の評価は極めて高いのだという。

これが文部省流の入試選抜方法、評価基準の多様化の内容であり、教育の「多様化」＝「個性化」あるいは「特色ある高校づくり」の実態なのである。

（三）中高一貫六年制公立中等学校の設立（臨教審第一次答申）。

さきの「教育課程審議会答申」によれば、六年制中等学校の教育内容のあり方として、この学校の特性を生かす観点から、一定の特例的など扱いを認める、としている。たとえば、同一または類似の教科、科目は、指導要領とは別に内容を統合したり、再編したりできる。またさきの「教育職員養成審議会答申」によれば、六年制中等学校は「正規の学校として構想されていることから、対応する教員免許状を新たに設ける」としており、エリート養成のための特別の教員を配置する意図を明確にしている。

四東京大学を中心とする大学院重点大学設立の動向をみても、旧帝大を中心として大学院大学を設立し、地方大学との格差を一層拡大する方向に動いている。一般にアメリカ流に高等教育のマス化あるいはユニヴ

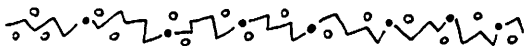
ァーサル化（すべての人に開かれている）段階では、エリート大学は一層必要であり、また必然性もあるという論理なのである。

以上のような文脈のなかに、臨教審答申にもとづく文部省主導の「新テスト」創設を位置づけてみれば、「新テスト」が学歴主義の是正や偏差値による選抜の克服を具体的に提起できないことは明らかであろう。

アメリカの大学入学選抜が、さきに述べた大学のアドミッション・オフィスを中心に、通年にわたって活動し、そのなかで面接をやり、生育歴、活動歴、学習歴等にわたる詳細な調査のうえに、一定の学力水準を勘案しながら選抜を確定するシステムであるように、日本の大学入試における浅薄な学力観等を根本的に見直すのでなければ、現在の受験地獄は解消されないし、かりに解消されたようにみえても、エリート大学は依然として残るであろう。競争もそれなりに激しいものであるだろう。

まとめにかえて

共通一次テストの施行以来つくり出された一点きざみの偏差値にもとづく全国的な詳細なデータを受験産業に独占されることによって、現在の高校の進路指導



は、受験産業に全く従属し、それなしには手も足も出ない状況になっている。たとえば新潟県の進学高校の一部では、大手予備校とオンラインで結ばれ、数多い模試の結果を端末で導き出すようになっており、予備校が高校の進路指導を指導する逆転が起きている。山梨県の巨摩郡四町村立甲陵高校のごときは、三年生の正規のカリキュラムに代々木ゼミナールのカリキュラム(ビデオ)を使用し、進学学力を支えている状況である。新潟市の高校の一部には、始業前のゼロ時限と称する朝七時からの授業もあり、七時限の授業も週三回実施している。修学旅行もなく、三年生は文化祭に参加義務がないなど、学校に愉快がほとんどないという状況なのである。

こうみてくると、ちょっと古くなるが、日本教育学会入学試験制度研究会編『大学入試制度の教育学的研究』(東大出版、一九八三年)の次の発言が現在のわたくしの心境に一番近いことがわかる。

「共通一次試験については、一年も早くこれを中止すべきであり、その実施のために設けられている入試センター等の諸機関および人員と財政は一刻も早く青年の進路指導のための本格的な考察や科学的調査を行う事業にふりむけなければならない。」「各大学では共

通一次実施前からの大学改革、入試改善の努力を継続する一方、大学教育の問い直しと、高校教育創造の努力とに意をむけ、両者をつなぐ実践努力を継続すべきであろう。」

日本の大学は共通一次十年間にいやでも入試制度問題を真剣に考えざるを得ない立場に追いやられてきた。いまや討議に十分な修練を経ていると考えられる。

また六月十一日に出された「『新テスト』の中止を要求する」と題する「共産党文教委員会の見解」が行った「『新テスト』の九〇年度実施を見送り、大学関係者の責任で、国民的合意をえられるようなよりよい入試方法の検討をいそぐよう主張する」という提起が時宜になかった真実な意見のように思う。大学自治の原則によれば、大学の入試時期・入試問題等を決定するのは文部省でも大学入試センターでもなく、大学自身であることは、誠に自明なことである。今回の「国立学校設置法一部改正法」は、八九年十二月に「新テスト」の施行を法定しているわけでもなく、法的にも中止は可能だとしている。しかし、「新テスト」中止後、共通一次が残るのか、共通一次前の状態になるのか、その辺がわたしにはよくわからない。

(やぎ みつおにいがた県民教育研究所副会長)